く資料編>

資料 2-1 基調講演 「公的統計における官民連携について」 (滋賀大学特別招聘教授 川崎茂)

2022年12月9日 JMRA大内賞受賞 記念講演会 (配布資料)

公的統計における 官民連携について

滋賀大学 川崎 茂

1

本日お話したいこと

公的統計とマーケティング・リサーチの接点とは?

公的統計調査との接点は、国からの業務委託だけか? より幅広い関係があるのではないか? 今後、どのような連携が望ましいのか?

アウトライン

- 1 公的統計の仕事 自己紹介に代えて
- 2 公的統計の「民間開放」の背景
- 3 公的統計とマーケティング・リサーチ
- 4 官民連携のあり方を考える

1 公的統計の仕事

自己紹介に代えて

略歴

1975年 東京大学工学部卒業、総理府統計局に奉職

1978~81年 国際連合統計局に出向 (Associate Statistician)

以後、総理府統計局など国の統計部局等に勤務

2005~06年 内閣府統計制度改革検討室長(統計制度改正案の取りまとめ)

2007~11年 総務省統計局長

2012~17年 日本大学経済学部教授, 2017~22年, 同特任教授

2013年~現在 統計委員会委員(当初は内閣府に設置。2016年に総務省に移行。)

2014年~2016年 国際公的統計協会(IAOS)会長

2019年~2020年 日本統計学会会長

2022年~ 滋賀大学DS・AIイノベーション研究推進センター特別招聘教授

3

1 公的統計の仕事

必要とされる専門性

統計局で必要とされる専門性は「5本指」 - 先輩からのアドバイス

人口・社会統計・・国勢調査、労働力調査、社会生活基本調査 など

経済統計・・・・・消費者物価指数、家計調査、経済センサス など

統計数理・・・・標本理論、記述統計、多変量解析、欠測値補完など

情報処理・・・・・システム設計・管理、プログラミング、統計パッケージ など

国際関係・・・・・国際経済、国際統計基準、国際技術協力 など

1人の職員が全部をカバーするのは困難

→ 職員ごとに専門分野ごとに特化し、人材ミックスにより全分野をカバー

1 公的統計の仕事

専門性を統合するマネジメント能力

組織全体が力を発揮するには、専門性を理解したマネジメント層が必要

組織内マネジメントと組織外マネジメント

組織内・・・健全な組織文化の形成、組織体制の整備、人材の確保・育成、 システムの整備・運営 など

組織外・・・組織に対する信頼の確保、対外折衝、予算確保、国会・政治対応、 地方方公共団体等との連携、国際連携、利用者への情報発信 など

- → 上の職位になるほど、組織外マネジメントのウェイトが高まる 特に近年では、政治の動きに対応して説明を求められることが多くなった。
 - 例 「中央省庁再編」(行政改革推進会議) (1996年~2001年) 「市場化テストと民間開放」(規制改革会議) (2003年~) 「統計制度改革」(吉川委員会) (2004年~06年」 「事業仕分け」(行政刷新会議) (2009年)

5

1 公的統計の仕事

新たな発展には政府全体の枠組みの改革が必要

例 1 統計制度改革(「吉川委員会」) 2004年~06年

- 2004年、小泉内閣の経済財政諮問会議において、吉川洋議員から 「我が国の統計は、国の統計職員数の8割 が農水関係で、異様な姿になって いる。ぜひとも統計改革に取り組んでほしい」 旨の発言があった。これを受けて統計制度改革を検討する委員会(通称「吉川 委員会」)が設置された。
- 2005年の報告では課題整理が行われ、
 - ①「公共財」としての統計の位置付け
 - ②GDPなど加工統計を含む統計体系の整備
 - ③政府部内の「司令塔」機能の強化
 - ④法制度の見直しを含む取組 ないが にんだい こうしょう
 - などが提言された。
- 2006年の報告では、新たな法制度の具体的な枠組みの案を取りまとめた。
- ◎ 統計理論・技術論ではなく、法律論、組織論に議論が及んだ。、
- → 2006年後半から2007年にかけて、総務省に置いて統計法の全面改正案を作成 し、2007年の通常国会に提出。法案は全会一致で可決成立。

1 公的統計の仕事

外部の議論の行方が自らの組織に決定的な影響を持つ

例2 鳩山内閣「行政刷新会議」における「事業仕分け」(2009年)

事業仕分け:国の実施する様々な事業について、担当行政部局職員と国会議員・民間有識者が、公開の場においてゼロベースで討議を行い、そもそもその事業が必要か、削減余地はないかなど集中的に検討し、財源の捻出、政策、制度、組織等に関する課題の発見に役立てるもの。「廃止」「縮減」などの判定が下される。

(例えば、小惑星探査機「はやぶさ」の予算は、15億円の当初要求に対し、最終的には3000万円に削減された。)

公的統計に関しては、「国勢調査の実施」(総務省)が審議の対象となった。

当時、2010年国勢調査において、初めてのオンライン回答方式を東京都限定で先行的に導入することを前提に予算要求をしていた。(ただし、総額は、前回調査に比べて削減。)

- → 「調査が本当に必要か」「全数で実施しなくてもよいのではないか」「回収率を高めるためにどこまでコストをかける必要があるのか」「1年遅らせて再検討してはどうか」など、様々な質問に対して回答。
- → ある委員からは「統計は重要。日本の統計組織は欧米に比べてかなり貧弱。 むしろ予算を増やすべき。」と支持の発言あり。
- → 最終的に「広報経費の一部削減」と結論付けられ、最悪の事態を回避。

-

2 公的統計の「民間開放」の背景

「市場化テスト」と「民間開放」

初期の「民間開放」の動き

2001 小泉内閣発足「構造改革なくして景気回復なし」

2003 総合規制改革会議第3次答申「官製市場の開放」

2004 規制改革・民間開放推進会議「市場化テストの導入」を提言

ハローワーク、社会保険庁、行刑施設の3分野でモデル事業を実施

2005 公共サービス改革法、当初は7事業で実施

2006 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」

2007 統計法全面改正

2008 JMRA「公的統計基盤整備推進委員会」を設置

市場化テスト

・「市場化テスト」は、競争 原理の導入により、公共サ ービスの質の維持向上・ 経費の削減等を図るツール

・「官」と「民」が対等な立 場で競争入札し、価格・質 官の公共サービス に関事業者 を対象化し継続 に関係が に関係が に関係が に関係が に関係が に関係が に対象の特別措置

の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度。

2 公的統計の「民間開放」の背景

「市場化テスト」の課題

「市場化テスト」の課題 ー 「官民競争入札」の実行可能性

- 「官」が発注側・応札側の立場を切り分けて行動できるか?発注には仕様作成、積算等に豊富な経験が必要。実務部門の関与が必須。応札には実務部門が対応するので、発注・応札の立場の切り分けは不可能。
- 「民」が落札した場合、「官」の組織を廃止して本当に大丈夫か?「民」の業務履行の確実な管理・確認には発注者側に一定の体制が必要。「民」が業務継続困難となった場合、「官」を後継業務を引き継ぐ体制が必要。
- ・継続業務を特定企業が落札した場合、以後、その企業の独占状態にならないか? 受注企業はノウハウの蓄積、投資コストの回収等の面で次回の入札が有利に。 初回の入札でコスト割れ、低品質の落札が発生する恐れ。

→ 「官民競争入札」よりも「民間競争入札」が合理的

- 当初は「欧米でも広く行われている市場化テスト」との触れ込みだったが、海外の公的統計でそのような事例を見つけることはできなかった。
- ・従前から、統計関係業務の民間委託は行われていたが、原則として単年度契約であり、受託事業者が継続的に取り組むことが難しかった。
- ・公共サービス改革により、重要な業務では複数年度契約 (「国庫債務負担行為」) が行えるケースも増えてきた。

9

2 公的統計の「民間開放」の背景

民間委託の拡大が実現した背景

民間委託の環境整備と公的統計のリソース制約

「統計調査の民間委託に係るガイドライン」の策定

ガイドラインにより、民間委託に適した業務範囲の特定、民間委託の活用方法、 統計の品質確保方策 調査対象者の信頼確保方策などを明確化

統計法の全面改正

改正に伴い、委託事業者に対する適正管理義務、守秘義務、違反した場合の罰則 等が明文化

民間事業者における受託体制の充実

JMRAを中心とした受託事業者の体制充実の取組の効果 民間事業者における人材育成の取組の効果

国・地方公共団体の統計部門における人的リソースの減少

国の統計職員(本省部門) 3,421人(1993)、1,824人(2003)、1,470人(2018) 都道府県の統計職員定数 2,486人(1993)、2,262人(2003)、1,671人(2018)

→ 発注側、受注側ともに経験を蓄積し、委託実績が拡大

3 公的統計とマーケティング・リサーチ

マーケティング・リサーチ綱領

マーケティング・リサーチの定義

企業や団体、政府等の意思決定を支援することを目的として、統計学および社会科学、行動科学、データサイエンス等の理論または手法を用いて、個人または組織に関する情報を体系的に収集し、分析し、解釈すること。上記にあてはまる限り、すべての形態の市場調査、世論調査、社会調査およびデータ解析を含む。

マーケティング・リサーチの規範

● 職業上の責任

- 1 法令順守、公明正大
- 2 差別の禁止
- 3 不正行為の禁止
- 4 個人情報の管理、保護、移転
- 5 リサーチとプロモーションの区別
- 6 クライアントへの説明責任
- 7 事実と解釈の区別
- 8 結果公表時の注意点
- 9 透明性等
- 10 秘密情報の管理
- 11 啓発、普及

● 調査対象者の保護

- 12 自由意思の尊重
- 13 目的の通知、目的外利用の禁止
- 14 個人情報取得の制限
- 15 負荷の軽減
- 16 提供先に関する説明・同意の取得
- 17 子供、若年者等の保護
- 18 個人の権利の尊重
- 19 受動的データ収集
- 20 二次取得データの適法性
- 21 個人情報の再構成の禁止

(注)以下、本資料ではマーケティング・リサーチを「MR」と略記します。

4.4

3 公的統計とマーケティング・リサーチ

統計法の目的と基本理念

統計法の「目的」(第1条)

この法律は、公的統計が<u>国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤</u>となる 重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事 項を定めることにより、公的統計の<u>体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確</u> <u>保</u>を図り、もって<u>国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与</u>することを目 的とする。

公的統計の基本理念(第3条、第3条の2の要旨)

公的統計は、

- ・行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備
- 適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるよう作成
- ・広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供
- ・統計の作成に用いられた<u>個人又は法人その他の団体に関する秘密は保護</u>されなければならない。

行政機関は、

- 基本理念にのっとり公的統計を作成する責務を有する。
- ・公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに関し国民の理解を深め、公的統計の作成に関し行政機関等その他の関係者、個人及び法人等の協力を得るよう努めなければならない。

3 公的統計とマーケティング・リサーチ

基本的な役割、行動原理は共通

主な共通点

国民や政府の意思決定に必要な情報を整備すること・・・データの価値

MR「企業や団体、政府等の意思決定を支援」

公的統計「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤」

科学的・体系的に透明性の高い方法で情報収集・・・専門性と透明性

MR:「理論・手法を用いて個人・組織に関する情報を体系的に収集・分析・解釈」 「適切・合理的な方法、中立性及び信頼性を確保し作成」

個人情報・秘密の保護・・・回答者の利益の保護

MR:「個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」 公的統計:「個人・法人その他の団体に関する秘密は保護されなければならない。」

不正行為の禁止・・・信頼の確保

MR:「恣意的に改ざん、捏造、加工または削除してはならない。」

公的統計:「基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者」への罰則

啓発・普及に関する努力義務・・・国民の理解

MR:「社会的意義について啓発、普及に努めなければならない。」

公的統計:「国民の理解を深め、公的統計の作成に関し関係者、個人・法人等の協力を

得るよう努めなければならない。」

13

3 公的統計とマーケティング・リサーチ

相違点もあるが、連携・協力の可能性は大きい

主な相違点

クライアントは誰か?

公的統計:国民一般、政府·地方公共団体

MR:リサーチプロジェクトの全部または一部を委託する個人または組織

調査における強制力

公的統計:基幹統計調査には回答義務(一般統計調査には義務なし)

MR:「協力は、調査対象者の自由意思によるもの」

結果公表の義務、ミクロデータの提供

公的統計:「広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供」

MR:公表・提供を行うか否かは、クライアントの判断に依存。

→ 比較を通じて考えると・・・

両者に共通の役割は、社会で重要な意義を有する。

- 公的統計の民間委託は、連携・協力の一つの姿
- 〇 ほかにも、調査・データ収集の研究開発、技術的基準の整備、社会に対する普及・啓発などでも連携・協力の可能性があるのではないか。

4 官民連携のあり方を考える

統計調査をめぐる環境変化と想定される連携・協力

調査に対する協力度の低下

接触困難な世帯の増加、個人情報保護意識の高まり、なりすまし詐欺などに対す る警戒心の増大などから、調査への協力度の低下

→ 調査・情報の社会的な価値・意義について社会に広く周知を

「品質」に関する信頼の確保

公的統計における不適切処理問題(毎月勤労統計、建設受注動態統計)の発生な どにより、統計・情報に対する信頼感の低下

→ 統計・データ分析の品質確保、信頼向上に向けた取組を

新たなデータ収集方法の発達・普及

インターネット・モニター調査、ビッグデータ分析など、データ収集・分析の新 手法の増加により、調査の存在価値の相対的に低下

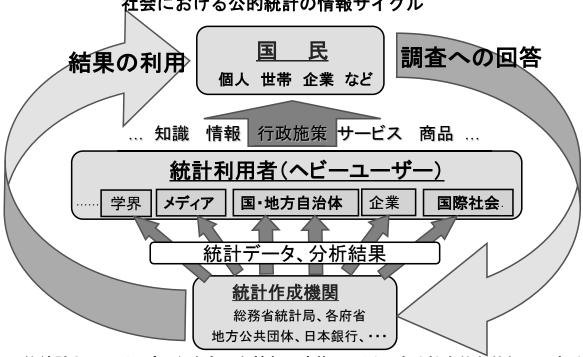
- 新手法の長所・短所の評価、手法のさらなる改善・開発を
- → これらの変化は公的統計とMRに共通の課題

この分野に関係する官庁、企業等は、これらの変化を共通の課題と認識し、 今後、学会等の場を通じてさらに連携・協力して取組を進める必要がある。

15

4 官民連携のあり方を考える

社会における公的統計の情報サイクル



◎ 公的統計とMRは データを有用な情報に変換して活用する社会的な仕組みである との考え方を社会に積極的に広めていく必要があるのではないか。

おわり

ご清聴ありがとうございました。